○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の759から794までの項中

5あり	パニツムマブ，セツキシマブ，ペバシズマブ	

を

5あり	パニツムマブ，セツキシマブ，ペバシズマブ	

に、表の795から837までの項中

6あり	パニツムマブ，セツキシマブ，ペバシズマブ，レゴラフェニブ水和物	

を

6あり	パニツムマブ，セツキシマブ，ペバシズマブ	

に、表の1273から1290までの項中

4あり	アダリムマブ，ゴリムマブ，セルトリズマブペゴル	

を

4あり	アダリムマブ，ゴリムマブ，セルトリズマブペゴル，トファシチニブクエン酸塩	

に、表の1788から1799までの項中

なし	ネララビン塩酸塩水和物，クロファラビン，ダサチニブ水和物，三酸化ヒ素製剤，ゲムツズマブオゾガマイシン，イマチニブメシル酸塩（3に限る。），化学療法，放射線療法，J038，G005，J045	

を

なし	ネララビン，クロファラビン塩酸塩水和物，ダサチニブ水和物，三酸化ヒ素製剤，ゲムツズマブオゾガマイシン，イマチニブメシル酸塩（3に限る。），化学療法，J038，G005，J045	なし

に改める。

○厚生労働省告示第百八十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

49	パクリタキセル（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成25年2月21日に、薬事法第14条第9項の規定により既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	040040xx01x4xx
		040040xx97x3xx
		040040xx97x4xx
		040040xx9903xx
		040040xx9904xx
		040040xx9913xx
		040040xx9914xx
		060020xx01x4xx
		060020xx03x4xx
		060020xx97x4xx
		060020xx99x40x
		060020xx99x41x
50	レゴラフェニブ水和物（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060035xx0105xx
		100335xx97x0xx
51	メトレレプチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x1xx
		100335xx99x0xx
		100335xx99x1xx
52	オファツムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130050xx97x2xx
		130050xx99x2xx

○農林水産省告示第十七百十四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成二十五年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号の交付金に係る同令第七条の農林水産大臣が定める特定対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第五十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、陸中海岸国立公園の区域を変更し、及び同国立公園の名称を三陸復興国立公園に改めたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年五月二十四日

環境大臣　石原　伸晃

一　追加する区域

青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部

青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部

青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の地先海面の一部

青森県三戸郡階上町大字道仏の地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、三陸復興国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十五年五月二十四日

環境大臣　石原　伸晃

一　特別地域に次の区域を追加する。

青森県八戸市大字金浜及び大字鮫町の各一部

青森県三戸郡階上町大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部

二　第一種特別地域に次の区域を追加する。

青森県八戸市大字鮫町の一部

青森県三戸郡階上町大字田代、大字鳥屋部及び大字晴山沢の各一部